



# 長野県報

1月22日(月)  
平成30年  
(2018年)  
第2942号

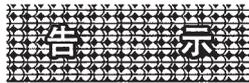
## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(2件)(地域振興課) .....	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課) .....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定(障がい者支援課) .....	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止の届出(障がい者支援課) .....	4
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定(障がい者支援課) .....	5
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の事業の廃止の届出(障がい者支援課) .....	5
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可の申請及び設置許可の申請書等の縦覧(資源循環推進課) .....	6
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課) .....	6

### 公告

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) .....	7
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課) .....	7



### 長野県告示第28号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。  
平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称  
飯島町
- 2 事業の種類  
地域福祉センター石楠花苑駐車場造成事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
長野県上伊那郡飯島町飯島地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)  
地域福祉センター石楠花苑駐車場造成事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である飯島町は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

##### ア 本件事業の施行により得られる利益

飯島町地域福祉センター石楠花苑(以下「石楠花苑」という。)は、平成6年3月に建設され、同年4月から飯島町社会福祉協議会(以下「社協」という。)にその運営を管理委託している。石楠花苑には、社協の事務所が置かれているほか、社協が運営する居宅介護支援事務所、訪問介護事務所及び通所介護事務所が設置されている。加えて、平成28年度に増改築を行い、平成29年5月からは社協が障がい者の生活介護を目的とした多機能型事務所を開設、運営しているほか、同一建物内に飯島町が誘致した医師により、「飯島中央クリニック」が開設されている。

建設当初、石楠花苑では、職員20名が勤務し、敷地内駐車場23台を設置していたが、その後、事業拡大により職員数が約3倍に増加したことから、増加する駐車需要に対応するため、近隣の飯島町役場駐車場を代替利用している。しかし、石楠花苑の出入口付近において関係者の通行が頻繁になり、施設周辺における車の輻輳がみられるほか、役場駐車場から石楠花苑まで約200m離れており、経路に歩道が整備されていないなど施設利用者の利便性及び安全性の低下並びに福祉

サービス業務の非効率化がみられているとともに、庁舎駐車機能に支障を来すなどの不利益が生じている。そのため、石楠花苑関係者の利便性の改善及び交通安全性の向上が、喫緊の課題となっている。

本件事業は、上記の課題を解決するため、現在は農地である隣接土地を買収し、適正な規模の用地を確保して駐車場を整備するものである。

本件事業の施行により、次のような効果が期待できる。

- (7) 来訪者の駐車スペースが増設されることで、高齢者等の来訪者がより近く、安全に駐車場を利用することができる。
- (4) 職員及びボランティアの駐車スペースが増設されることで、施設関係者の利便性及び安全性の向上と業務の効率化が図られる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、高齢者など来庁者の利便性及び安全性、位置並びに経済的観点から選定された3案を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のイのとおり、本件事業は、地域住民等が利用する石楠花苑駐車場として新たに駐車スペースを確保するもので、施設利用者の利便性及び安全性の向上等を図ることが喫緊の課題となっていることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

飯島町役場健康福祉課

地域振興課

長野県告示第29号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

1 起業者の名称

塩尻市

2 事業の種類

新体育館建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県塩尻市大字広丘郷原字上原及び字桔梗ヶ原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

新体育館建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である塩尻市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

現在の塩尻市体育館（以下「現体育館」という。）は、昭和42年に建設され、平成19年度には、耐震補強工事により、現行の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保し、地震に対する倒壊からの安全性の向上を図った。しかし、平成26年の建築基準法施行令の改正により、耐震補強工事で改修した吊り天井が基準を満たさず既存不適格となっているほか、建設から既に50年が経過しているため、施設の老朽化が進み、維持修繕費用が増大している。また、アリーナは天井最低高さが9.0mで、最も天井高さを必要とするバドミントン基準の12.0m以上を満たしていないことから、県大会レベルの公式大会を実施できないなど、多くの問題点を抱えている。

さらに、塩尻市の人口は、現体育館が建設された当時の昭和45年の国勢調査では、42,265人であったが、平成27年の国勢調査では、67,135人と増加している。これに伴い、平成17年度には約18万人であった現体育館の年間延べ利用者数は、平成28年度には約22万8千人と2割程度増加しており、稼働日ベースでは99%利用され、土日休日の申込倍率は、2.5倍となるなど、希望者が満足に利用できる状況になっていない。

本件事業は、上記の課題を解消するために、適正な規模の用地を確保して、新体育館を建設するものである。

本件事業の施行により、より多くの市民がスポーツに親しむ機会が得られるとともに、現体育館の老朽化に伴う維持修繕費用の抑制に寄与するものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地に指定されていないとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、施設利用者の利便性等、社会的、技術的、経済的観点から選定された2つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、現体育館は老朽化が著しい、現行の耐震基準を満たしていない等安全面での問題を抱えている。また、施設面において県大会レベルの公式大会を行う基準を満たしておらず、大会時に選手のアップスペースとなるサブアリーナもないことから、大会の開催も困難な状況にある。さ

らに、稼働日ベースでは99%利用され、土日休日利用の申込倍率が2.5倍となるなど希望者が満足に利用できる状況にないことから、これらの問題の解消は、塩尻市において喫緊の課題となっている。このほか、新体育館の施設の一部に災害物資を備蓄することで、近隣住民の災害時の避難所・避難場所としての利用も予定している。以上のことから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

塩尻市教育委員会こども教育部新体育館建設プロジェクト

地域振興課

長野県告示第30号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

(登録特定行為事業者 指定訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人梓の郷	ちとせみどりAW	松本市庄内3-4-41	平成30年1月1日

(登録特定行為事業者 指定介護予防訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人梓の郷	ちとせみどりAW	松本市庄内3-4-41	平成30年1月1日

(登録特定行為事業者 有料老人ホーム（住宅型）)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人梓の郷	サービス付き高齢者向け住宅 千歳緑	松本市庄内3-4-41	平成30年1月1日

(登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人しなのさわやか福祉会	小規模特別養護老人ホームみぶの里	伊那市美篤5324-1	平成30年1月1日

(登録特定行為事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人しなのさわやか福祉会	複合福祉施設短期入所生活介護みぶの里	伊那市美篤5324-1	平成30年1月1日

介護支援課

## 長野県告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項、51条の14第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービス及び地域相談支援の種類
特定非営利活動法人地域循環ネットワーク	学舎 あそおか	上田市古安曾1566-5	平成29年11月1日	就労継続支援B型
特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ	就労センター ばるす	松本市梓川851番地2	平成29年11月1日	就労継続支援B型
一般社団法人ぞうさん	介護のぞうさん	諏訪郡富士見町長尾根1438-1	平成29年12月1日	生活介護
ハッピーライフ合同会社	ハッピーライフ	松本市村井町南1-35-51	平成29年12月1日	就労継続支援A型
社会福祉法人信濃友愛会	障がい者相談支援センター あいほっと	長野県松本市南原2-16-13	平成29年12月1日	一般相談支援
COMMON SENSE MATSUMOTO合同会社	グループホーム コモンセンス松本	松本市石芝三丁目7-5	平成29年12月10日	短期入所 共同生活援助
株式会社春うらら	ヘルパーステーション春うらら	諏訪郡下諏訪町5869番地	平成30年1月1日	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人敬老園	さくだいら敬老園ヘルパーステーション	佐久市佐久平駅北17-4	平成30年1月1日	居宅介護 重度訪問介護
株式会社ケアズリンク	ケアズリンク征矢野	松本市征矢野一丁目6番33-3号	平成30年1月1日	居宅介護 重度訪問介護
合同会社ら・ら・ら	訪問介護ら・ら・ら24	諏訪郡下諏訪町東赤砂4704番地10	平成30年1月1日	行動援護
特定非営利活動法人北アルプスの風	がんばりやさんショートステイ	大町市大町1791番地1	平成30年1月1日	短期入所

障がい者支援課

## 長野県告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
アースサポート株式会社	アースサポート松本	松本市庄内一丁目6番27号	平成29年7月31日	居宅介護 重度訪問介護
エフビー介護サービス株式会社	エフビー訪問介護うすだ	佐久市臼田2177番地1	平成29年10月31日	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
有限会社あづみの会	ヘルパーステーションひまわり	安曇野市穂高北穂高3000-1	平成29年11月1日	重度訪問介護
特定非営利活動法人絆	NPOきずな	岡谷市長地梨久保2-18-1	平成29年11月30日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

株式会社ぞうさん	介護のぞうさん	諏訪郡富士見町長尾根1438-1	平成29年11月30日	生活介護
社会福祉法人敬老園	さくだいら敬老園ヘルパー ステーション	佐久市佐久平駅北16-7	平成29年12月31日	居宅介護 重度訪問介護
社会医療法人恵仁会	くろさわ病院	佐久市中込三丁目15番5	平成29年12月31日	短期入所
特定非営利活動法人みんなの家	知的障害者グループホーム 美野里	上水内郡信濃町大字富濃 3971	平成29年12月31日	短期入所

障がい者支援課

## 長野県告示第33号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
一般社団法人医療介護ケア協会	らいおんハート放課後デイサービス佐久南	佐久市前山321-3	平成29年11月1日	放課後等デイサービス
株式会社ライフケア	スポーツ&アカデミー キッズまゆ 青木島店	長野市青木島1丁目2-12 I Cビル1F	平成29年12月1日	児童発達支援
スノーリンク株式会社	こどもプラス伊那 第2	伊那市上の原8435-4	平成29年12月1日	放課後等デイサービス
一般社団法人ぞうさん	放課後のぞうさん	諏訪郡富士見町富士見字長尾根1438-1	平成29年12月1日	放課後等デイサービス
一般社団法人ソーシャルデザインプロジェクト丘のりんご	オリーブ	飯田市知久町1丁目18番地1	平成29年12月1日	放課後等デイサービス
株式会社言ノ葉	放課後等デイサービス 燈	安曇野市穂高6656-2	平成30年1月1日	放課後等デイサービス
株式会社こころ	キッズサポート いっぱ	駒ヶ根市赤穂8663	平成30年1月1日	保育所等訪問支援

障がい者支援課

## 長野県告示第34号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害児通所支援の種類
株式会社ぞうさん	放課後のぞうさん	諏訪郡富士見町富士見字長尾根1438-1	平成29年11月30日	放課後等デイサービス
企業組合労協ながの	SUNBA 安曇野	安曇野市穂高6656-2	平成29年11月30日	放課後等デイサービス

障がい者支援課

## 長野県告示第35号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項及び第15条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、法第8条第4項及び第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置の許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供します。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
有限会社田切クリーンセンター  
長野県上伊那郡飯島町飯島1800番地  
代表取締役 前田 英 司
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所  
上伊那郡飯島町田切2280番地他
- 3 廃棄物処理施設の種類  
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
  - (1) 一般廃棄物の最終処分場  
特別管理一般廃棄物を除く次の一般廃棄物  
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（石綿含有一般廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有一般廃棄物を含む。）並びにばいじん
  - (2) 産業廃棄物の管理型最終処分場  
特別管理産業廃棄物を除く次の産業廃棄物  
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）並びにばいじん  
（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。）
- 5 申請年月日  
平成29年12月1日
- 6 縦覧の場所  
長野県環境部資源循環推進課及び長野県上伊那地域振興局環境課
- 7 縦覧の期間  
平成30年1月22日（月）から平成30年2月21日（水）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 8 意見書の提出  
法第8条第6項及び第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

- (1) 意見書の提出期間  
平成30年1月22日（月）から平成30年3月8日（木）まで
- (2) 意見書の提出先  
〒380-8570  
長野市大字南長野字幅下692番地2  
長野県環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
- (3) 意見書の記載事項  
ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「有限会社田切クリーンセンターに係る廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）  
イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）  
ウ 施設に関する具体的な利害関係  
エ 申請書について生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

資源循環推進課

## 長野県告示第36号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松本市大字入山辺字舟付上7751の4、7751のイ、7751のイの2、7751のイの3、7752のイ、7753、7754、7755の2、7756の3、7756の4、7757、7758、7761の1、7761のイ、7762、7763、7764の3、7764の5、7765、7766、7767の1、7767の2、7768の1、7768の2、字小洞7769の1、7769の2、7770のイ、7771
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第37号

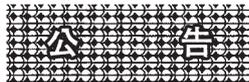
農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上田市東内字横辻1194のハ、1194のニ、字小平六1597のロ、1599のロ、1600のロ、1601のロ、1603のロ、1604から1607まで、1622のハの1、1622のハの2
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

平成30年1月16日、駒ヶ根市駒ヶ根竜東土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成30年1月15日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号  
青木隆夫

二級建築士 長野第4666号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による死亡した旨の届出があったため

建築住宅課